

# 規 約

制 定：昭和 38 年 3 月 1 日 第 1 回定時総会

最新改正：平成 5 年 6 月 30 日 第 31 回定時総会

(名称)

第 1 条 本会は四国経済連合会（略称四経連）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は主たる事務所を高松市におく。

(目的)

第 3 条 本会は、産業経済等の重要課題を調査研究し、四国経済界の意見を取りまとめ、その実現に努力し、四国地域の発展を通じてわが国経済社会の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 委員会等を設置し、地域の課題等について意見を取りまとめ、これを表明しその実現を図ること。
- (2) 地域の諸問題について調査研究し、その成果を普及すること。
- (3) 産業経済に関する資料・情報を収集、配布し、あわせて機関誌の発行、講演会等の開催を行うこと。
- (4) 会員相互ならびに関係機関との連携および親睦を図ること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第 5 条 会員は法人会員及び団体会員とする。

2. 法人会員は産業経済に関する事業を営む法人、またはその支店・事業場とする。
3. 団体会員は産業経済に関する団体とする。

(入会)

第 6 条 法人会員または団体会員になろうとする者は、所定の書式により申し込み、常任理事会の承認を得て入会することができる。

2. 会員は本会に対して代表者を届け出なければならない。代表者を変更した時も同様とする。

(会員の権利と義務)

第 7 条 会員は、機関誌その他の資料の配布を受け、委員会・講演会等の諸会合はじめ第 4 条に定める事業に参加することができる。

2. 会員は総会の定めるところにより、会費を負担する義務を負う。

(役員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長若干名
  - (3) 専務理事 1 名
  - (4) 常任理事若干名
  - (5) 理事 160 名以内
  - (6) 監事若干名
2. 本会は理事会の承認により常務理事をおくことができる。

(役員選任)

第9条 理事および監事は、総会において会員の中からこれを選任する。

2. 会長は、総会において理事の中からこれを選任する。
3. 副会長および常任理事は、理事会において会長の推薦により理事の中からこれを選任する。
4. 専務理事および常務理事は、会長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

(任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠または増員のため選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表して会務を総括し、総会、理事会および常任理事会を招集し、その議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 専務理事は会長を補佐し、会長の命を受けて本会の業務の執行に当たる。
4. 常務理事は専務理事を補佐し、業務の処理に当たる。
5. 常任理事は常任理事会において、第14条に規定する事項を行う。
6. 理事は理事会において、第13条に規定する事項を行う。
7. 監事は会務を監査する。

(総会)

第12条 総会は会員を以って構成し、毎年1回定時に開催する。また、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

2. 総会においては次に掲げる事項を決定する。
  - (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 会費
  - (4) 規約の変更
  - (5) その他本会運営の基本事項
3. 総会の決議は出席者の過半数を以ってこれを行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は理事を以って構成し、規約に別に定めるもののほか、本会運営上特に重要な基本的事項について審議決定する。

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事を以って構成し、理事会の委任を受けて本会の運営および執行に関する事項について審議決定する。

(委員会)

第15条 第4条第1号に定める委員会は、委員長、委員長代行、委員を以って構成する。

2. 委員は委員会所属を希望する会員とする。
3. 委員長、委員長代行は、会長が委員の中からこれを委嘱する。
4. 委員会の設置・改廃は総会の決議によるものとする。

(名誉会長)

第16条 本会は総会の決議により名誉会長をおくことができる。

(相談役、顧問、参与)

第17条 本会に相談役、顧問および参与をおくことができる。

2. 相談役、顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 参与は学識経験者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長1名および所要の職員を置く。
3. 事務局長は、会長がこれを選任する。